

環境省告示第 号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成十九年 月 日

環境大臣 若林 正俊

表メチル = 4 - モード - 2 - [ 3 - ( 4 - メトキシ - 6 - メチル - 1, 3, 5 - トリアジン - 2 - イル ) ウレイドスルホニル ] 安息香酸、ナトリウム塩（別名モードスルフロンメチルナトリウム塩）の項の次に次のように加える。

O - エチル = S - プロピル = ( E ) - [ 2 - ( シアノイミノ ) - 3 - エチルイミダゾリジン - 1 - イル ] ホスホノチオアート（別名イミシアホス）	52µg / l
( E ) - 2 - ( 4 - tert - ブチルフェニル ) - 2 - シアノ - 1 - ( 1, 3, 4 - トリメチルピラゾール - 5 - イル ) ビニル = 2, 2 - ジメチルプロピオナート（別名シエノピラフェン）	0.29µg / l
1 - ( 1 - メチル - 1 - フェニルエチル ) - 3 - p - トリルウレア（別名	42µg / l

ダイムロン)	
2, 3, 5, 6 - テトラフルオロ - 4 - メチルベンジル = (Z) - (1 R S, 3 R S) - 3 - (2 - クロロ - 3, 3, 3 - トリフルオロプロパ - 1 - エニル) - 2, 2 - ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名テフルトリン)	0.0064 µg / l
エチル = 5 - (4, 6 - ジメトキシピリミジン - 2 - イルカルバモイルスルファモイル) - 1 - メチルピラゾール - 4 - カルボキシラート (別名ピラゾスルフロンエチル)	0.87 µg / l
(R S) - N - [2 - (1, 3 - ジメチルブチル) - 3 - チエニル] - 1 - メチル - 3 - (トリフルオロメチル) - 1 H - ピラゾール - 4 - カルボキサミド (別名ペンチオピラド)	56 µg / l
2 - (4 - メシル - 2 - ニトロベンゾイル) シクロヘキサン - 1, 3 - ジオン (別名メソトリオン)	4,300 µg / l
メチル = N - (メトキシアセチル) - N - (2, 6 - キシリル) - D L - アラニナート (別名メタラキシル) 又はメチル = N - (メトキシアセチル) - N - (2, 6 - キシリル) - D - アラニナート (別名メタラキシルM	メタラキシル及びメタラキシルMの水産動植物被害予測濃度

)	の和として9,500 $\mu$ g / l
2 - ベンゾチアゾール - 2 - イルオキシ - N - メチルアセトアニリド (別名メフェナセット)	32 $\mu$ g / l